

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

**ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！**

## ● 給付金の対象となる方

■ 次①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の**児童扶養手当が支給される方**
- ② **公的年金等※1を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※2**
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

**(1) 基本給付** 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

**(2) 追加給付** 1世帯**5万円**

上記、給付金の対象となる①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方には、基本給付と併せて追加の給付があります

※追加給付については、生活保護受給世帯は支給対象となりません。

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

# 給付金の支給手続き

## 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面①に該当する方）

- ▶ 基本給付は、**7月30日**に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込んでいます  
申請手続き中などの理由で、6月分の児童扶養手当が支給されていない方は、今後支給された場合には、順次ご案内を送付いたします
- ▶ **追加給付は申請が必要**です。8月中旬ごろに、対象者にご案内を送付予定です（生活保護受給者は対象となりません）

## それ以外の方（表面②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付、追加給付（②に該当する方）ともに申請が必要**です
- ▶ 詳細は、大阪市ホームページをご覧ください（下記URL参照）

- ▶ **申請方法を直接聞きたい、提出書類が合っているか確認したい方へ**  
申請方法などのご相談を直接お伺いする、**集中相談会を開催**します

① **令和2年8月18日（火）～21日（金）、23日（日）**  
午前10時～午後4時30分

② **令和2年8月24日（月）～28日（金）、31日（月）**  
午後1時30分～午後7時

**会場：大阪市立愛光会館 5階**  
**大阪市北区中津1-4-10**

- OsakaMetro御堂筋線『中津』駅（5号出口）  
西へ約150m
- 阪急電車（神戸線・宝塚線）『中津』駅  
北へ約350m
- 大阪シティバス『地下鉄中津』停留所  
西へ約200m
- 駐車場はありません**

（西）

（地図） （北）



※窓口が大変混み合い、長時間お待たせする場合がありますのでご了承ください。

## お問い合わせ先

- 大阪市役所「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口  
電話**06（6208）8289**（受付時間 平日9:00～17:30）  
URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000507095.html>
- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
**0120-400-903**（受付時間 平日9:00～18:00）

（大阪市ホームページ）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。